

みんなでささえる 国保会計



～ 資格情報のお知らせ・資格確認書の送付について ～

現在有効の国民健康保険被保険者証(保険証)をお持ちの方の有効期限は、最長令和7年7月31日までとなっています。紙の保険証は、令和6年12月2日以降、新規発行および再発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とする形に移行しました。8月1日以降使用していただくものとして、以下のものを7月中に送付します。

マイナ保険証の利用登録をされている方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証の利用登録をされている方は、令和7年8月1日以降、医療機関などを受診する際には**マイナ保険証**で受診されますようお願いいたします。マイナ保険証が利用できない医療機関などの窓口では、7月中に発送する「**資格情報のお知らせ**」と**マイナ保険証**を一緒に提示することで、保険証を提示した場合と同じ窓口負担で医療を受けることができます(※「資格情報のお知らせ」だけでは受診することはできません)。

マイナ保険証の利用登録をされていない方には「資格確認書」を送付します。

令和7年8月1日以降、医療機関などを受診する際には、7月中に発送する「**資格確認書**」を医療機関などの窓口で提示して受診されますようお願いいたします。

お手元の保険証の有効期限到来までに、自身がマイナンバーカードを持っているか、また、当該マイナンバーカードは健康保険証の利用登録が済んでいるかの確認をしていただくようお願いいたします。

●「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」はいつ届きますか。

8月の受診に間に合うように、7月中に役場から発送します。

8月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

また、郵送ではなく役場での受け取りを希望される方は、7月4日(金)までに国保係へご連絡ください。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。

●どんな物が届きますか。

「**資格情報のお知らせ(A4用紙)**」または「**資格確認書**」が窓空きの長方形の封筒(ピンク色)に入って届きます。受け取ったら記入されている住所・氏名などを確認してください。

「**資格確認書**」を受け取った方は中に入っている台紙の抜き取り方のイラストを参考にして、各自で「**資格確認書**」を切り離してご使用ください。

令和7年度の資格確認書の色は、緑色です。

封筒の中には、「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、必ず確認して大切に保管してください。

●国民健康保険税に滞納がある場合。

国民健康保険税に一定の滞納があるときは、特別事情が確認できた場合を除き、特別療養費支給への変更措置が行われ、医療機関での窓口負担割合が通常の割合から10割に変更されます。

後日、特別療養費の支給申請により保険給付相当分の払い戻しを請求することができますが、滞納税相当額が一時差し止められ、控除される場合があります。

○お問い合わせ【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112